

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 佐賀県多久市多久町757番地5

氏名 真生工業株式会社
代表取締役 中島 功

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義

許可の年月日 令和5年（2023年）6月18日
許可の有効年月日 令和12年（2030年）6月17日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含む）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）

以上13種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

積替え・保管行為を含む産業廃棄物の種類

ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）

以上1種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	産業廃棄物の種類	面積	保管上限	高さ	備考
佐賀県多久市多久町3555番53	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）	6.6㎡	7.5㎡	1.1m	屋内（鉄製コンテナ）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年6月18日 更新許可 優良基準適合 以下余白

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。